

新潟焼山における火山災害による遭難の防止に関する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成29年 5月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第32号

新潟焼山における火山災害による遭難の防止に関する条例の一部の施行期日を定める規則

新潟焼山における火山災害による遭難の防止に関する条例（平成27年新潟県条例第14号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成29年5月31日とする。